

緊急事態宣言の影響緩和に係る月次支援金の窓口対応について

印西市商工会

2021年の4月以降に実施される緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う、「飲食店の休業・時短営業」や「外出自粛等」の影響により、2021年の月間売上が、2019年又は2020年の同月比で50%以上減少した中小法人・個人事業者等の皆様に『月次支援金』を給付し、事業の継続・立て直しやそのための取組を支援します。

※事業の継続・立て直しに向けた取組を行っていない、自治体が給付する協力金の対象になっているなど、支給対象とならないケースがございます。

詳細は、中小企業庁ホームページ「月次支援金リーフレット」をご覧ください。

(URL) https://ichijishienkin.go.jp/getsujishienkin/assets/files/m_leaflet.pdf

月次支援金の申請の大まかな流れは以下のとおりとなりますので、ご確認願います。

○一時支援金の受給歴、月次支援金の申請歴のある方

一時支援金を受給している場合又は月次支援金の申請に際して事前確認を受けた場合は、新たな月次支援金の申請を行う際の事前確認は不要です。

マイページから必要情報を入力し、2021年対象月の売上台帳を添付して手続きを行ってください。

○初めて申請する「商工会員の方」

① 月次支援金ホームページ (<https://ichijishienkin.go.jp/getsujishienkin/>) の「仮登録(申請ID発番)する」ボタンを押し、仮登録画面にメールアドレスや電話番号を入力して申請IDを発番してください。

② 申請ID受取後、商工会へお電話(0476-42-2750)にて「登録確認機関の確認」を受けてください。

○初めて申請する方で、印西市内で事業を行う「商工会員でない方」 (印西市外で事業を行っている方は、他の確認機関をご利用ください)

① 月次支援金ホームページ (<https://ichijishienkin.go.jp/getsujishienkin/>) 「仮登録(申請ID発番)する」ボタンを押し、仮登録画面にメールアドレスや電話番号を入力して申請IDを発番してください。

② 申請ID受取後、商工会で「登録確認機関の確認」を希望する場合は、確認予約(電話:0476-42-2750)を取ってください。(確認日は毎週火曜及び木曜の9:00~16:00となります)

③ 申請要領記載の確認書類を持参の上、商工会に来会願います。
(本会での登録確認に関する手数料は無料です)

【登録確認機関の確認時に必要な書類等】

- ・ 本人確認書類（個人事業主の方）
- ・ 履歴事項全部証明書（中小法人のみ）
- ・ 収受日付印の付いた、2019年1月を期間内に含むもの以降、全ての確定申告書の控え
- ・ 2019年1月から2021年対象月までの各月の帳簿書類（売上台帳、請求書、領収書等）
- ・ 2019年1月以降の事業の取引を記録している通帳
- ・ 代表者又は個人事業者等本人が自署した「宣誓・同意書」

○2021年1～3月に開業された事業者の方

本会では確認を行えませんので、事務局が設置する登録確認機関をご利用ください。
(対象登録確認機関はホームページでご確認ください)

登録確認機関は、あくまで定められた手順にしたがって形式的な確認を行うものであり、当該確認内容を超えて、申請希望者が給付対象であるかどうかの判断は行いません。(審査は別途となります)

※ 月次支援金申請期間：

8月分：令和3年9月1日（水）～10月31日（日）

【事前確認は締め切りました】

9月分：令和3年10月1日（金）～11月30日（火）

【本会での事前確認締切：11月25日（木）】

10月分：令和3年11月1日（月）～令和4年1月7日（金）

【本会での事前確認締切：12月28日（火）】

（4～7月分の申請は終了しました）

※ 「月次支援金」相談ダイヤル：0120-211-240

対応時間 8：30～19：00（土曜・祝日含む全日）

月次支援金の不正受給は犯罪です！